

○佐藤仁一副委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて三十五分です。菊地忠久委員。

○菊地忠久委員 自由民主党・県民会議の菊地忠久でございます。よろしくお願ひいたします。午前中の質疑と一部重複する箇所もありますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。大きく六点についてお伺いさせていただきます。

初めに、公園緑地整備費についてお伺いいたします。

県立都市公園は、県民にとって身近な憩いの場であることはもちろん、子供たちの健やかな成長を育む遊び場、健康づくりのための活動拠点、更には災害時における避難場所となるなど、極めて多様で重要な役割を担っております。県民の安全安心な暮らしと豊かな地域社会を維持するためには、これらの公園が持つ機能を常に最大限に発揮できる状態に保つことが不可欠です。本事業は、老朽化した施設の改修整備を行おうとするものと伺っておりますが、この事業の概要についてお伺いいたします。

○齋藤和城土木部長 公園緑地整備費は、県立都市公園において老朽化や破損した施設の修繕など、利用者サービスの維持に必要な対策を行う経費として、七千百九十八万円を計上しております。このうち主なものにつきましては、仙台港多賀城地区緩衝緑地の野球場ダグアウトの修繕、宮城県総合運動公園における橋梁の腐食防止のための塗装と遊具補修の設計、及び加瀬沼公園における駐車場増設のための検討を行うものでございます。県といたしましては、宮城県公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に努めるなど、引き続き公園の適切な管理運営に努めてまいります。

○菊地忠久委員 主に三か所の整備ということで今伺いました。そこで、モリリン加瀬沼公園についてお伺いいたします。

モリリン加瀬沼公園は、大型遊具や幼児用遊具、ピクニッケ広場、野球場、サッカーフィールなどを備え、幅広い世代に親しまれている県立都市公園であります。また、歴史的価値の高い多賀城跡に隣接し、昨年には多賀城南門が復元されたこともあります。来園者数は増加傾向にあると伺っております。更に、本年十月には宮城応援ポケモンであるラプラスをメインにデザインされた大型遊具が設置されたラプラス公園が新たに開園予定と

なつております。今後、更なる来園者の増加が見込まれております。こうした状況の中、現在モリリン加瀬沼公園には、第一駐車場から第四駐車場までバス三台、普通車四百二十二台、障害者専用九台分の駐車スペースが整備されておりますが、休日やイベント時には混雑が生じているとの声も聞かれております。そこで現在の駐車場の混雑状況について、県としてどのように把握されているのか、また、今後の来園者増加を見据え、駐車台数の増加や駐車場整備の必要性について、どのような方針で対応を検討されているのか、併せてお示しください。

○齋藤和城土木部長 現在、加瀬沼公園の第一駐車場から第四駐車場には大型バスや身体障害者用も含めまして、四百二十四台分の駐車スペースがあり、指定管理者が定期的に駐車台数を確認しております。特に、四月の花見シーズンや十月の行楽シーズンに混雑が発生し駐車場が満車となっている状況でございます。加瀬沼公園につきましては、現在の利用実態に加え、今年十月のラプラス公園の開園後に来園者数の更なる増加が見込まれることから、今年度、新たな駐車場の整備に向けて、必要な規模や整備する場所の調査を行うこととしております。

○菊地忠久委員 ラプラス公園の開園は加瀬沼公園が大きく飛躍するきっかけにつながると思っておりますので、この機会を逃さず駐車場の恒久的な拡張整備は行っていただきたいなど思つていろいろござります。まず、今すぐというわけにはいかないでしようから、例えば公園ウェブサイトやSNS等を活用した、駐車場の情報をリアルタイムで発信したり、情報提供強化を図るなどしていただいて、利用者の利便性を図つていただきたいなどお願いをして、次の項目に移らせていただきます。

二番目、農業用水確保応急対策事業についてお伺いいたします。
農業被害については、午前中、荒川委員が同様の質疑をされておりましたので、こちらは省略させていただきます。

次に、今回の補正予算では、井戸の掘削やポンプの設置など緊急的な水源確保に対し支援されると承知しております。これらの対策は、目の前の水不足に対する応急措置として重要であり、かつ、一定の効果が持たざると理解をしております。そこで、今回の対策によつて具体的にどの程度農業用水が確保され、水不足に対処できる見込みなのか、見解をお伺いいたします。

○石川佳洋農政部長 今年六月からの少雨の影響により水不足に見舞われまして、土地改良区などにおきましては、取水量の抑制、あるいは順番を決めて水田に水を引く番水に加え、水を繰り返し利用するなどの渇水対策を行つてきましたところでございます。この対策によりまして、県全体の水田面積の約二三%、七市九町二十の土地改良区約二万三千ヘクタールの農地におきまして番水が実施されたところでございます。また、土地改良区などにおきましては、排水路や河川の水を緊急的に取水するための仮設ポンプ百八十八台を設置するなど、そういった形で農業用水の確保に努めていただいたということをございまして、今年のかんがい期を何とか乗り切つたという状況でございます。

○菊地忠久委員 渇水は突発的な自然現象ではなく、気候変動の影響により今後も頻発する可能性が高いと考えられます。したがつて、応急的な対応にとどまらず、より長期的な視点に立つた農業用水の安定的な確保が求められます。また、県内には約五千四百か所のため池があり、その多くが昭和期以前に整備されたもので老朽化が進行しております。水路も揚水施設も同様に維持管理の負担が増している現状があります。県として、老朽化した水利施設の改修や気候変動に左右されない中長期の安定的な水源の確保に向けて、どのように検討されているのか、見解をお伺いいたします。

○村井嘉浩知事 農業用ダムやため池、揚水機場等の農業水利施設は、農業用水を安定的に供給し、持続可能な農業を推進するための重要な施設であると考えております。現在、県内の農業水利施設の約七割が標準耐用年数を超過していることから、その長寿命化対策と更新・整備について、施設管理者と策定した年次計画に基づき、計画的に取り組んでいるところであります。中長期の安定的な水源の確保につきましては、国でかんがい等を目的としたダムの整備が進められているほか、今年の渇水において、農業用水の確保が困難であった地域については、関係機関と連携しながら、水源や地域の実情を踏まえ必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

○菊地忠久委員 昨日は農業会議の皆様と意見交換をさせていただきました機会がありまして、今のようなことも、強く現場の皆様は要望されていましたので、ぜひ県としても検討していただきたいというふうに思います。

次に、水利インフラの強化と同時に水の利用効率を高める取組も重要と考えます。IT技術を活用した農業用水のスマート管理や節水型農法の普及など、最新の技術を導

入することで、持続可能な農業用水の確保に貢献できるのではないでしようか。今回の緊急対策を将来に向けた強靭な農業基盤を構築するための第一歩と捉え、中長期的の具体的なビジョンについてお伺いいたします。

○村井嘉浩知事　近年の気候変動に加え、農家数の減少や高齢化等による農業構造の変化により、水管理にかかる労力不足が生じていることから、省力化や利用効率の向上が重要であると考えております。このため県では、ほ場整備事業によるパイプラインの整備等により、無駄のない水利用を図るとともに、ＩＣＴを活用した水管理や用水の自動給水などに取り組んでいるところであります。県としては引き続き、第三期みやぎ農業農村整備基本計画に基づき、スマート農業の推進に向けた基盤整備を実施し、安定的な農業用水の確保に努めるほか、技術の革新等による生産性の向上を図るなど、地域農業の持続的な発展に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○菊地忠久委員　三点目、地域循環型エネルギーシステム構築事業についてでございます。こちらも午前中、質疑がありましたので重複するところがありますが、営農型太陽光発電は、再生可能エネルギーの導入促進と農業経営の安定化を同時に図る、まさに地域循環型エネルギーの象徴的な取組であると認識しております。宮城県みどりの食料システム戦略推進ビジョンによると、我が県では令和二年度末時点で、営農型太陽光発電設備の導入件数は百二十件、総設置面積は約二十四・五六ヘクタールと伺っております。全国的に見ても様々な作物で実証実験等が行われており、普及に向けて検証が進められていると承知しております。今回の事業は新たに三・九五ヘクタールに営農型太陽光パネルを設置する計画と伺つておりますが、この事業の概要について伺います。

○石川佳洋農政部長　本事業につきましては、地域の特色を生かした再生可能エネルギーの循環利用により、施設園芸の環境負荷低減を図るモデル的な取組として、今回、国の令和六年度補正予算、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し実施するものでございます。今回の事業は美里町におきまして、大規模施設園芸に取り組みます農業法人が隣接する農地に営農型太陽光発電設備を設置し、そこで得られた電力を当該園芸施設で利用するほか、充電ステーションを設置しまして、地域の農業者が農業機械等に利用することで再生可能エネルギーの地域循環を図る事業となつております。

○菊地忠久委員　続きまして、この営農型太陽光発電は農作物への影響、農作業の効率

低下など、現場から多くの懸念も寄せられています。特に初期投資の費用は重い負担となり、その点から、普及に向けて設備導入に対する支援は非常に効果的だと思っています。また、導入後の営農支援として、例えば農業改良普及センターによる栽培指導、遮光率の検証、作業機械の適応性評価など、しっかりと技術的な支援も不可欠であると考えます。特にパネル下での日照不足による収量減や作業機械の導入制限といった課題に対しても、県はどのような技術的支援や実証研究を進めていくのか、見解をお伺いいたします。

○石川佳洋農政部長 嘗農型太陽光発電の導入につきましては、作物の販売収入に加えまして、発電電力の自家利用等によります農業経営の更なる改善が期待できる取組であると認識しております。本事業の導入につきましては、地元自治体や農業者等で組織されております協議会に農業改良普及センターも助言者として参画し、環境負荷低減と経済活動の両立に向けて、先進事例の調査等を行いながら、地域に適したモデルの計画について支援をしてきたところでございます。県といたしましては、今後も水稻栽培を行う農業法人に対し、パネル設置後の収量と圃場での作業性が確保できるよう、栽培管理や農業機械の利用に関する技術的な指導に努めてまいりたいと考えております。

○菊地忠久委員 この営農型太陽光発電は、売電収入によって農業所得の向上が期待される一方で、水田への導入には技術的なハードルがあると認識しております。そのような中、香川県では水田に営農型太陽光発電を導入し、遮光率二五から三七%の範囲で水稻と麦の栽培を継続しながら、ＩＣＴを活用したスマート農業と組み合わせることで、収量の安定化と経営改善を実現した事例があります。宮城県においても、水田での導入モデルの確立や収益性の高い施設園芸との組合せによる新たな営農モデルの創出が求められます。今回の事業ではどのような営農モデルの確立を目指しているのか、また、その横展開等、普及拡大をどのように進めているのか、御所見をお伺いいたします。

○石川佳洋農政部長 県では、宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画において、温室効果ガスの排出量削減を目標に掲げており、園芸施設におきましても、施設・機械の省エネ化や化石燃料使用量の削減に取り組むこととしております。本事業では、地域の特色を生かした再生可能エネルギーの循環利用を図ることとしておりますことから、県いたしましては、大規模施設園芸におけるモデル的な取組の一つとして、今後、環

境と調和のとれた地域資源の循環利用を図るとともに、環境負荷低減に向け普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

○菊地忠久委員 普及拡大していくには、宮城県というのは水稻が非常に盛んでございまして、お米の、宮城米の県でございますので、いかに水田で活用できるかが、今後の普及の鍵になってくると思っております。そういった点で今、ペロブスカイト太陽電池という新しい技術が注目され、薄くて軽くて、いろいろ加工ができるというものが新材料として非常に注目されておりまして、特に千葉県の匝瑳市では、昨年から水稻でのペロブスカイト太陽電池を使った営農型太陽光発電というものを行つていると伺つております。宮城県でも、やはり水稻で普及させるために、こういった新素材、新しいものを使つた普及というのを図つていくべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○石川佳洋農政部長 委員おつしやつたとおり、そういった新たな太陽光発電なり再生可能エネルギーということで、どんどん県としても、すばらしい技術、そういったものがあれば、農業の現場のみならず様々な場面で今後、活用、普及拡大に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○菊地忠久委員 営農型太陽光発電の導入は再生可能エネルギーの創出にとどまらず、地域経済への波及効果も期待されます。施工業者、パネルメーカー、メンテナンス事業者など関連産業の育成や雇用創出にもつながる可能性があります。今回の事業においても、県内企業の参入促進や地元施工業者への優先発注などを通じて、地域経済への波及を図つていただきたいと考えますが、この事業について、県としてそのような対応を促使することは可能なのか、お考えをお伺いいたします。

○石川佳洋農政部長 本事業につきましては、国の補助事業を活用するものでございまして、工事の発注等につきましては、基本的には事業実施主体であります農業法人が自ら行うものと考えてございます。これまで県では、地元関係者で構成されます協議会に助言者として参画しております。美里町の特色を生かしました再生可能エネルギーの効率的かつ効果的な活用方法など、整備に関する議論を行つてきたところでござります。こういったことから県といたしましては、本事業をモデルといたしまして、営農型太陽光発電を活用した園芸振興等が図られ、地域における産業基盤の活性化等につながるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○菊地忠久委員 ゼひよろしくお願ひいたします。次に、みどりの食料システム戦略は、持続可能で環境負荷の低い食料システムの構築を目指している取組であり、多方面から、今後、更なる推進が図られていくと考えます。そういう中で、営農型太陽光発電が将来的には、本県の農業やエネルギー政策の重要な位置づけを担う存在となるよう、制度整備や技術支援、地域理解の醸成を含めた包括的な戦略が必要と考えます。県としての普及拡大に向けた中長期的なビジョンと地域循環型エネルギーシステムの中での位置づけについて見解をお伺いいたします。

○石川佳洋農政部長 県では、第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画におきまして、エネルギーの地産地消によります地域循環を促進することとしておりまして、本事業は発電した電力を隣接しております大規模園芸施設だけでなく、地域の農業者にも供給するなどモデル的な取組となつております。営農型太陽光発電をはじめとした農業分野における再生可能エネルギーの導入につきましては、持続可能な農業農村を築くための重要な役割を果たしております。将来的には地域循環型エネルギーシステムの中核を担うものと考えております。県としましては、本事業の導入によりまして、その成果あるいは課題を整理しまして、市町村など関係機関との連携を図りながら、営農型太陽光発電を活用した同様の取組が広まるよう、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○菊地忠久委員 普及啓発に努めていくとおっしゃっていました。そのとおりだと思うのですけれども、それと同時に、令和四年七月施行の「みどりの食料システム法」に基づき、みどり認定の制度がスタートしたわけですが、本年五月の時点で、全国的に二万八千以上の経営体がこのみどり認定を受けておりますけれども、宮城県では約四百の経営体と少ない状態でございます。みどり認定を受ければ、環境に貢献するだけでなく、農業経営そのものを安定・発展させるための具体的なメリットが多く、農業者にとって優位な制度ですが、制度自体の理解が深まっていないという指摘もあります。地域が一体となってこの取組を進めていただけるよう、県は先頭に立つて、この点についても広く周知・啓発を行っていただきたいと、昨日、農業会議の皆さんもおっしゃつていましたので、ぜひお願ひいたします。

続きまして、四点目の質疑に移らせていただきます。

高品質宮城米優良種子確保事業について、宮城米対策費として、高品質宮城優良種子確保事業費七百九十五万円が計上されています。財源は国産農産物生産基盤強化等対策事業費として全額国庫支出金である補助事業となつております。近年の夏の記録的な高温など、気候変動が本県農業に与える影響は深刻です。本県の基幹作物である宮城米の品質と収量を維持しつつ、そのブランド価値を守り抜き持続可能な農業の確立のために、優良な種子の確保や生産体制を整備していくことは非常に重要なと考えますが、本事業の目的や背景と概要についてお伺いをいたします。

○石川佳洋農政部長 近年の気候変動によりまして農作物の収量あるいは品質が不安定となる中、特に高温耐性品種の種子需要が高まつておりますことから、国の事業を活用し、新たにそれらの種子生産に必要な機械の導入、あるいは種子生産の参入に対しても支援をするものとなつてございます。事業概要でございますけれども、機械の導入につきましては、高温耐性に優れる水稻品種の種子生産を開始する農業法人に対し、コンバイン等収穫機械の導入を支援するものでございます。また、新規参入の取組に対しまず支援につきましては、加工適性に優れた小麦品種の種子生産を開始する農業法人に対し、取組の面積に応じ定額で支援するものとなつてございます。

○菊地忠久委員 今回の事業、ハードの整備に対する支援ということで承知いたしました。そこで、生産現場がハード整備で経営改善を図る一方で、県は気候変動への根本的な対応として、高温耐性品種の開発といったソフト面の研究を進めることが車の両輪として必要不可欠だと考えます。本県でも高温耐性品種の開発も進められておりますが、ハード面で現在の生産体制を強化する動きと、県が品種の改良開発など、ソフト面で未来の気候変動に備えることは車の両輪です。この二つの取組がばらばらに進むのではなく、一体となつて宮城の農業を前進させ最大限の効果を發揮できるよう、県はどのような方針で取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

○石川佳洋農政部長 水稻の品種開発には約十年の期間を要しますことから、県では中長期的な視点によります目標を掲げ、気候変動に対応した品種をはじめ、様々なニーズに応じた品種の開発を計画的に取り組んでいるところでございます。一方、種子の生産現場におきましては、高齢化が進む中、一般栽培に比べて労力を要しますことから、安定生産に向けましては、生産者の確保と生産体制の維持が喫緊の課題と考えてございます

す。そのため今回、国の補助事業を有効に活用しまして、機械の導入支援、あるいは新規参入者の支援を行うことで、生産体制の維持・強化を図ることとしてござります。県といたしましては、引き続き種子生産農協や関係団体との連携を一層深めながら、県が開発した品種の円滑な普及拡大とともに、必要となります種子の安定生産・供給に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○菊地忠久委員 新品種開発でおおむね十年かかるということで理解しております。しかし、この高温耐性品種の開発と普及というのは、一日も早い普及というのが本当にしつこいようですけれども、昨日、農業者の皆様も特に強くおっしゃつておりましたし、中村会長も特におっしゃつておりましたので、来年度予算にぜひ反映していただきたいと思うのですが、この点について知事、一言お願ひいたします。

○村井嘉浩知事 突然のふりでしたので——よく考えてみたいと思います。

○菊地忠久委員 中村会長の名前を出せばいい返事がもらえると思った私がちょっと浅はかでございました。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、五点目、災害時歯科保健医療供給体制整備支援事業についてお伺いいたします。

この事業は昨年度に引き続き、歯科保健医療の災害対応能力を強化するものと理解しております。東日本大震災や能登半島地震を契機に、避難所等での口腔ケアの重要性が再認識され、高齢者の誤嚥性肺炎予防につながるなど、歯科医療の役割が災害医療の中で明確に位置づけられました。これまで宮城県歯科医師会によって、ポータブル歯科ユニットなどが整備されていると伺っておりますが、整備した機器も適切に活用されなければ意味がありません。資機材が実際に災害時に有効活用されるためには、日頃からの備えや訓練が重要ですが、これらの資機材を活用してこれまでに災害対応訓練が行われているのか、また、どういった訓練等が行われているのでしょうか。訓練を通じて見えてきた成果や課題などがあればお伺いいたします。

○志賀慎治保健福祉部長 県は毎年、宮城県歯科医師会と災害派遣調整のための訓練を行っております。また、県歯科医師会の各地区においても、資機材の稼働確認や歯科医師を対象とした講習会を含む訓練を行っているところでございます。こうした訓練によりまして、災害時の対応について県歯科医師会等との間で共通認識を図ってきたほか、

昨年度、県と県歯科医師会との通信手段が途絶えた場合、これが課題だといったことで、これを想定して両者の間で締結している災害時の歯科医療救護に関する協定の変更を行つたりもしてござります。県としては引き続き、県歯科医師会と連携いたしまして訓練を重ねて必要な見直しを行うことで、災害時に被災者に対して適切な歯科医療の提供及び口腔管理の支援が行えるように努めてまいります。

○菊地忠久委員 続きまして、災害はいつどこで起こるか分かりません。本事業は、将来にわたって県民の命と健康を守るために、継続的に取り組むべき重要な事業だと考えております。そのために様々なニーズに対応できる体制の整備が必要となつてくるのではないかでしようか。例えば岐阜県では、歯科診療車の整備や地域分散型の資機材配置を進めることなど、地域特性に応じた工夫が見られます。本県においても、沿岸部や山間部など災害リスクの高い地域が存在する中で、資機材の整備方針に地域性をどう反映させるかは重要な視点だと考えます。また、災害対応力の強化はもちろんのこと、平時における地域医療の充実にも資器材の活用が期待されます。特に、高齢化が進む中で、在宅歯科医療や巡回診療のニーズは高まっています。今回、今回の整備がその一助となる可能性があります。資機材の平時活用に当たっては、診療所との協定や運用マニュアルの整備が不可欠であり、県として制度設計が問われる場面もあります。そこで中長期的な視点での本事業の継続性と地域医療への波及効果、県全体の災害対応力をより強固に構築する展望について御所見をお伺いいたします。

○志賀慎治保健福祉部長 御指摘のございましたとおり、災害時に必要となる器具を円滑に使用するためには、日頃から歯科医師が稼働確認も含めて使用方法を熟知しておく必要がございます。事業主体である県歯科医師会の定めた対応ルールがございますが、これに基づいて各地区において在宅歯科医療への活用もなされているところでござります。県としては、県歯科医師会との連携の下で、引き続きこうした事業を活用しながら、災害時における歯科保健医療提供体制を確保し災害対応力を強化していくとともに、平時における地域の在宅歯科医療の充実にも継続して努めてまいります。

○菊地忠久委員 ぜひ、歯科医師会の先生方と協力・連携して進めていただきたいと思います。

それでは最後の項目の質疑に移らせていただきます。診療所承継・開業支援事業に

ついてお伺いいたします。

医師の偏在については、仙台医療圏とそれ以外の地域との間に大きな格差が生じております。こうした状況を踏まえ本事業では、重点医師偏在対策支援区域を設定し、診療所の承継・新規開業に対して、施設整備・設備整備・地域定着支援等を一体的に行うとされております。特に、後継者不在による閉院リスクが顕在化する中、事業承継や新規開業は喫緊の課題であり、本事業は医師偏在の是正と地域医療の持続的確保に向けた地域医療の再構築に資する重要な施策であると認識しております。本事業では地域への定着支援も含まれ、職員の基本給や光熱水費も補助の対象となつておりますが、やはり医師がその地域に継続的に定着し、安定的に医療を提供し続けることが最終的な目的であると考えます。特に、若手医師や女性医師においては、ワーク・ライフ・バランスの確保や子育て支援など、生活環境への配慮が地域定着の鍵を握る要素となつております。本事業では地域への定着支援も盛り込まれておりますが、キャリア形成支援といったソフト面でより踏み込んだ施策も併せて講じる必要があるのでないでしょうか。例えば、子育て環境の整備、地域の中核病院との連携体制の構築、医師同士のネットワーク形成、更には地域住民との交流促進など、医師がその地域に根差して働き続けられる環境づくりが求められます。県として今後、診療所の承継・開業後における医師の定着支援についてどう体制を強化していくのか、御所見をお伺いいたします。

○志賀慎治保健福祉部長 県では、東北大学そして東北医科薬科大学、県内の各病院、そして医師会とともに、宮城県医師育成機構という組織を立ち上げております。医師のキャリア形成支援やワーク・ライフ・バランスの推進、相互のネットワークづくりなど、医師の定着支援に係る様々な取組を実施しております。地域で必要な医療提供体制を維持していくためには、地域の病院だけではなくて、かかりつけ医としての身近な診療所の医師に、より長く定着してもらうことが重要でありますので、この事業で支援する診療所の医師についても、この宮城県医師育成機構の取組に加え、県医師会の支援なども通じて定着を図つてまいるように努めてまいります。

○菊地忠久委員 また、医師偏在の解消は、行政や医療関係者だけでなく地域住民の理解と協力が必要不可欠と考えます。例えば、医師が少ない地域では住民が日常的に健康相談のできる、かかりつけ医制度を推進することは、初期診療から専門医療への橋渡し

を円滑にし、ひいては地域全体の医療の効率化につながります。平時から住民自身が医療機関の機能分化を理解し適切に利用する意識を高めることが求められます。県として、本事業の実施に当たると同時に、地域住民に対し更なる啓発活動で医療提供体制への理解と協力を求めていくことも重要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

○志賀慎治保健福祉部長 例えば、厚生労働省では専用ウェブサイトやポスターなどの広報ツールを使いまして、医療のかかり方に関する啓発を実施しているほか、今年度からは、かかりつけ医機能報告制度といったものが創設されまして、地域住民の医療機関の選択に資する適切な情報提供を通じて医療サービスの向上につなげることとしております。県としても、県政だよりなどによつて、かかりつけを持つことの重要性について広報してまいりましたけれども、今後もこうした制度を適切に周知・運用していくことなどによりまして、県民の皆様の理解と協力を得ながら、安心安全な医療提供体制の構築に努めてまいります。

○菊地忠久委員 今、かかりつけ医の重要性というものを述べていただきました。今回の支援事業は、主にかかりつけ医としての診療所の承継・開業を想定していると考えられます。この事業を今後ますます需要が高まる総合診療や訪問診療、在宅医療といった、特定の専門分野を担う医師の確保・育成にどのようにつなげていくお考えでしょうか、お伺いいたします。

○志賀慎治保健福祉部長 高齢化が急速に進む中、将来にわたつて医療提供体制を維持していく必要があります。訪問診療による在宅医療も含めまして、総合的な診療能力を有する医師の存在がこれまで以上に重要になつてまいります。県では、東北大学病院との連携の下で、総合診療ステップアッププログラムといったものが開設されております。そういうものを用いながら、総合的な診療能力を地域で有する医師の養成に取り組んでいるところでございます。こういったことに力を入れてまいります。

○菊地忠久委員 終わります。ありがとうございました。